

2024年11月1日補償開始版

口座振替方式にてお申込みの方は、前年同等のご加入タイプで自動的に継続されます。

# 助産師賠償責任保険 **【分娩あり】**

(助産師施設所有管理者・昇降機・生産物特約セット賠償責任保険、医師賠償責任保険)

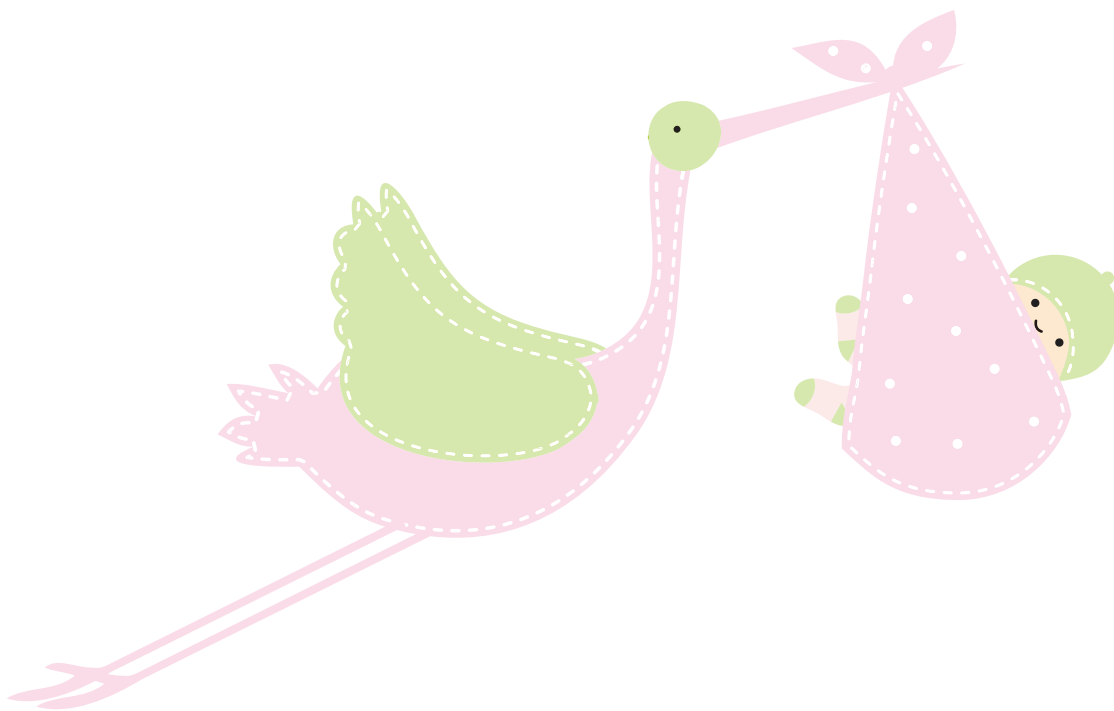
【医療事故調査制度対応】

## 医療事故調査費用保険

医療事故調査費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療事故調査費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

### のご案内

～『開設者・管理者として分娩を取り扱う助産師の皆さま』の賠償事故に備えて～



保険期間：2024年11月1日午後4時から1年間

初回口座振替締切：2024年9月25日(水)

申込締切：2024年10月18日(金)

中途加入：毎月20日締切・翌月1日補償開始(土・日・祝日の場合は前日)

公益社団法人 日本助産師会



## 助産師賠償責任保険【分娩あり】とは

助産所の管理者および使用人が行う助産行為、保健指導・産前産後ケア等の助産師業務に起因する賠償事故等を補償します。分娩を取り扱う助産所（有床・無床）の開設者または管理者の助産師がご加入の対象となります。

※助産所開設者は施設の管理上の責任による賠償事故も補償します。

## この保険の特長

### 1 助産師会会員専用の賠償責任保険

※本保険は（公社）日本助産師会を契約者とした団体契約です。

### 2 助産師の皆さんに不可欠な保険です。

### 3 日本助産評価機構による認定制度で認定された場合、保険料が10%割引となります。

※なお認定制度については一般財団法人日本助産評価機構にお問い合わせください。（嘱託医師の保険料は割引の対象外となります）

## 1 加入対象者



### 加入対象

公益社団法人日本助産師会の会員の方のうち、（公社）日本助産師会「助産業務ガイドライン 2019（2024年改定予定）」を遵守している、下記の方が対象となります。

- 助産所開設者または管理者として分娩の取り扱いを含む助産師業務を行う方（嘱託医師を補償に含めることも可能です。）
- 出張助産師

## 2 お支払いする保険金の種類



### ① 法律上の損害賠償金

- ・ 身体賠償・・・治療費・休業損失・慰謝料
- ・ 財物賠償・・・修理費など（被害にあった財物の時価額を超えない範囲）

### ② 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

### 3 保険金をお支払いする主な場合



助産師業務により、第三者の身体に障害を与えたりその財物に損害を与えた結果、被保険者（保険の対象となる方、以下同様とします。）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払いします。

法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払いの対象になりません。

また、（公社）日本助産師会「助産業務ガイドライン2019（2024年改定予定）」に従わないために発生した事故については 補償の対象外となる可能性があります。

	助産所開設者		プラス 	嘱託医師等
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 助産所の管理者およびその使用人が行う助産行為に起因する事故、助産所の管理者およびその使用人が行う保健指導・産前産後ケア等に起因する事故</li> <li>② 助産師業務遂行上の過失に起因する事故（★） （（公社）日本助産師会「助産業務ガイドライン2019（2024年改定予定）」に従わないために発生した事故については 補償の対象外となる可能性があります。）</li> <li>③ 助産所の施設および設備の所有・使用もしくは管理上の不備に起因する事故</li> <li>④ 助産所内で販売もしくは提供した飲食物に起因する事故 ※出張助産師がご加入する場合は（★）の事故のみが補償対象となります。</li> </ul>	助産所の嘱託医師等（注1）が助産所の業務に従事している間において行う医療行為に起因する事故	（注1）医療法第19条に基づき定めた（医療法施行規則第3条に基づき届け出た）嘱託医師・嘱託医療機関の医師		

※上記①、②の事故については事故の直接原因となった助産行為の時期のいかんを問わず保険期間中に身体障害事故が発見された場合に保険金をお支払いします。

※助産所開設者については担保範囲を助産所内の事故に限定せず、家庭分娩中の事故や未熟児を携帯用保育器に入れて医療機関に移送中の事故なども対象となります。また、分娩事故のみならず、誤検診や医師への連絡放置の結果発生した事故も補償の対象となります。

### 4 保険金をお支払いできない主な場合



（公社）日本助産師会「助産業務ガイドライン2019（2024年改定予定）」に従わないために発生した事故については 補償の対象外となる可能性があります。

（注）（公社）日本助産師会「助産業務ガイドライン2019（2024年改定予定）」の内容については（公社）日本助産師会までお問い合わせください。

#### <助産所開設者（有床・無床）>

- ・助産行為を行う資格のない者が違法に行った行為に起因する事故
- ・異常を認められた妊産婦、新生児または乳児を助産所（家庭分娩の場合はその家庭）から医療機関に移送後、その医療機関の責めに帰す事由によって生じた事故
- ・助産所の嘱託医師が行う医療行為に起因する事故（★）
- ・助産所内で行う予防接種に起因する事故
- ・新生児の誘拐、すりかえによる事故
- ・助産所内における財物の盗難もしくは紛失事故
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務従事中に被った身体障害事故
- ・自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故
- ・骨盤位、横位、早産、多胎、分娩誘発・促進目的の薬剤使用、以前に帝王切開の経験がある等の状態の妊婦に対して助産業務を行ったことに起因する事故 等

#### <嘱託医師等>

上記<助産所開設者>に同じです。ただし、（★）を除きます。

- ・医療行為を行う資格のない者が違法に行った行為に起因する事故
- ・嘱託医師の他の医師が他人の財物を滅失、き損、汚損した事故 等

## 5 保険金額および保険料



		加入タイプA-1		加入タイプA-2		
		分娩ありの助産所開設者		分娩ありの助産所開設者 + 嘱託医師		
補償内容	助産行為に伴う事故（業務遂行に伴う事故を含みます）	身体賠償	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円
	助産所の所有、使用、管理上の事故、給食等による事故	身体賠償	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円
		財物賠償	1事故につき	1億円	1事故につき	1億円
	保健指導業務に伴う事故 ※「保健指導」とは「母子訪問指導」・「集団指導」・「健診活動」・「妊婦の健診指導」を言います。	身体賠償	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円
		財物賠償	1事故につき	1億円	1事故につき	1億円
	助産行為・保健指導業務以外の助産師業務に伴う事故 ※「産前・産後ケア業務」「乳児預り業務」など	身体賠償	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円	1名につき 1事故につき	1.5億円 4.5億円
		財物賠償	1事故につき	1億円	1事故につき	1億円
	嘱託医師の医療行為に伴う事故	身体賠償			1事故につき 1年間につき	100万円 300万円
	(1) 被害者対応費用担保特約	1事故につき 1年間につき			2万円 1,000万円	1事故につき 1年間につき
	(2) 事故対応特別費用担保特約	1年間につき	1,000万円	1年間につき	1,000万円	
(3) 人格権侵害担保特約	1名につき	100万円	1名につき	100万円		
	1事故・1年間につき	1,000万円	1事故・1年間につき	1,000万円		
(4) 第三者医療費用担保特約	1名につき	50万円	1名につき	50万円		
	1年間につき	1,000万円	1年間につき	1,000万円		
保 険 料		189,000円		194,000円		

## 6 年間保険料・中途加入保険料



### 中途加入保険料一覧

保険始期	加入申込締切日	加入タイプA-1 保険料	加入タイプA-2 保険料	加入タイプA-3 保険料
11月1日	10月18日	189,000円	194,000円	183,000円
12月1日	11月20日	保険期間の途中で加入される場合、取扱代理店へ連絡をお願いいたします。 原則、中途加入は次の事由のみ受付いたします。 ・新規会員 ・新規（分娩取扱い）開設者 ・被保険者の交代 ・オープンシステムにて分娩の取扱い開始		
1月1日	12月20日			
2月1日	1月20日			
3月1日	2月20日			
4月1日	3月19日			
5月1日	4月18日			
6月1日	5月20日			

(保険期間1年、自己負担額なし、一括払)

加入タイプA-3	
出張助産師	
1名につき	1.5億円
1事故につき	4.5億円
1名につき	1.5億円
1事故につき	4.5億円
1事故につき	1億円
1名につき	1.5億円
1事故につき	4.5億円
1事故につき	1億円
1事故につき	2万円
1年間につき	1,000万円
1年間につき	1,000万円
1名につき	100万円
1事故・1年間につき	1,000万円
183,000円	

### 【(1)～(4)の補償内容】

- (1) 事故が生じたことにより、損害賠償請求が発生するおそれを知った場合、被害者への見舞金や見舞品の購入費用を補償。
- (2) 事故が発生して損害賠償請求が提起された場合、またはそのおそれがある場合に、文書作成や原因調査、現場の保存・記録などの対処のために支出した費用を補償。
- (3) 名誉毀損やプライバシー侵害などの人格権侵害、または仕事の宣伝での著作権や標語の侵害などの宣伝障害について、法律上の賠償責任の負担による損害を補償。
- (4) 施設内、施設隣接道路での偶然な事故により、第三者の身体の障害が発生し、被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することによって被る損害を補償。

- 発生した医療事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときにはその裁定を限度に保険金をお支払いします。
- 事故割増制度（保険金の支払い実績に応じて翌年度の保険料を割増）がありますので、継続のご加入者に対し本パンフレットと異なる保険料をご案内する場合があります。

保険始期時点で一般財団法人日本助産評価機構による認定制度で認定（アドバンス助産師は対象外）された場合のみ、保険料が10%割引となります。なお認定制度については一般財団法人日本助産評価機構にお問い合わせください。  
(嘱託医師の保険料は割引の対象外となります)

中途加入は毎月の締切は20日（土日祝日の場合はその前日）とし、翌月1日から保険始期となります。

保険始期	加入申込締切日	加入タイプA-1 保険料	加入タイプA-2 保険料	加入タイプA-3 保険料
7月1日	6月20日	保険期間の途中で加入される場合、取扱代理店へ連絡をお願いいたします。原則、中途加入は次の事由のみ受付いたします。		
8月1日	7月18日	・新規会員		
9月1日	8月20日	・新規（分娩取扱い）開設者		
10月1日	9月19日	・被保険者の交代 ・オープンシステムにて分娩の取扱い開始		

### <損害賠償請求期間延長担保追加条項>

助産師賠償責任保険【分娩あり】に加入しておられる方が、何らかのご都合により廃業される場合、廃業前の助産行為が原因となった事故について、廃業後に損害賠償を請求された場合に保険金をお支払いする特約です。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



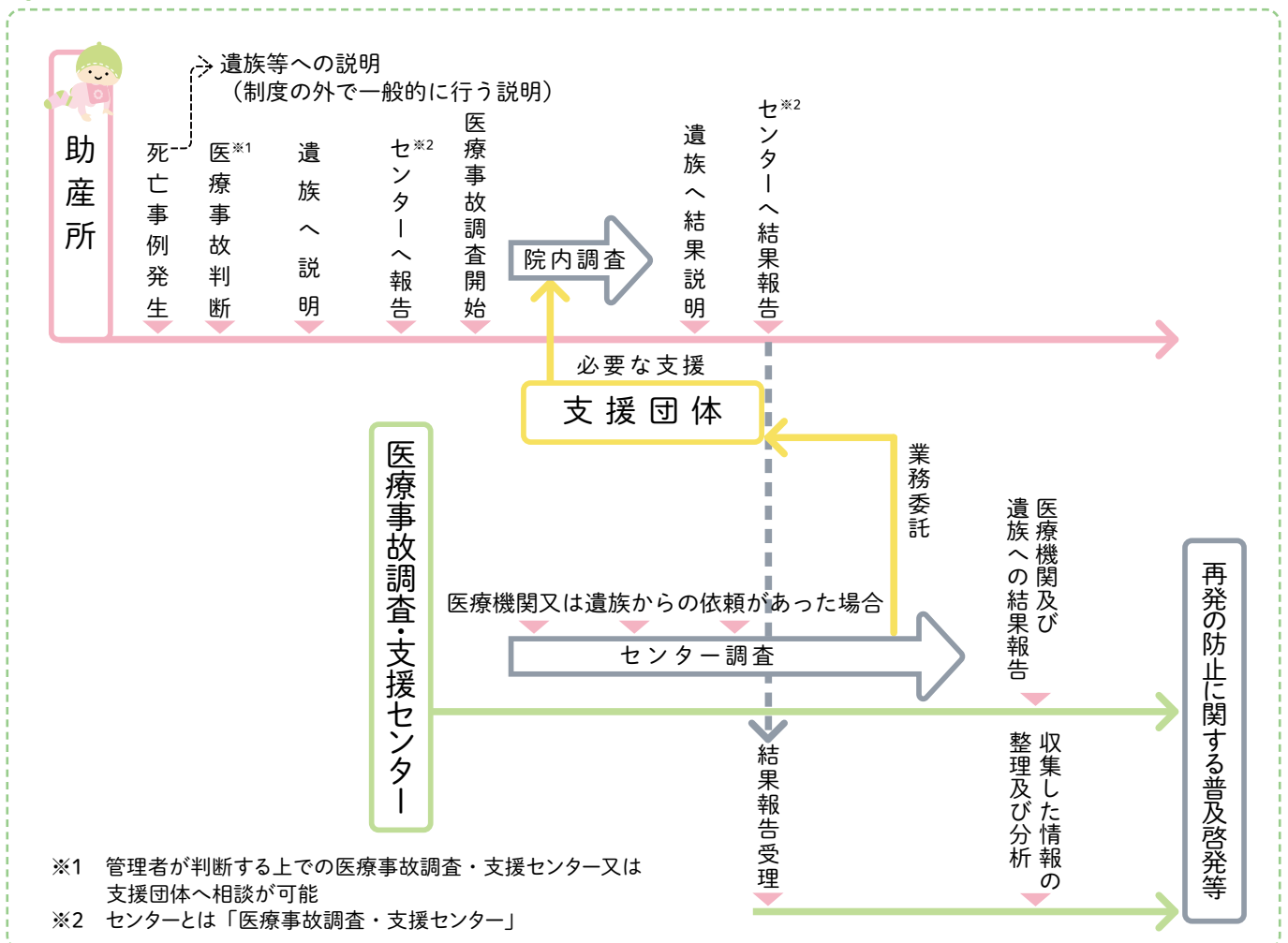
# 医療事故調査費用保険とは



## 医療事故調査制度の概要

- 医療事故調査制度は、2014年6月18日に成立した、医療法の改正に盛り込まれた制度で、制度施行は2015年10月1日です。
- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものです。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって、医療機関の管理者がその死亡または死産を予期しなかったものです。

## 医療事故調査制度の概略図



出典：厚生労働省「医療事故調査制度の概要について」：<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000099650.pdf>

### 【調査の流れ】

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターへ報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明および医療事故調査・支援センターへ報告を行います。
- 医療事故調査・支援センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及・啓発を行います。
- 医療機関または遺族から調査の依頼があったものについて、医療事故調査・支援センターが調査を行い、その結果を医療機関および遺族への報告を行います。

## 医療事故調査費用保険とは…

- 医療事故調査制度に則って第三者機関（医療事故調査・支援センター）に事故発生の報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる、「院内調査」を実施することによって発生する費用を補償します。
- 前ページの図の中の **センターへ報告** が医療事故調査・支援センターに受領されている事故の場合に、前ページの図の中の **院内調査** の実施によって負担が発生する費用を補償します。

## この保険にご加入いただく方は…

- 分娩取扱助産所開設者（有床・無床）または管理者の助産師

## 被保険者(補償対象者)は…

- 公益社団法人日本助産師会の会員
- 公益社団法人日本助産師会の会員が管理者となっている助産所の開設者

## 保険金をお支払いする主な場合

保険金を支払う損害は、加入者証記載の保険期間中に発生した医療事故について、被保険者が医療事故調査を行うにあたり支払った費用です。

お支払いする主な費用は以下のとおりです。

- <1> **解剖・A i<sup>(※1)</sup>の実施に関する費用**（注）遺体の保管および搬送費用を含みます
- <2> **院内調査委員会に招聘する有識者（外部委員）に係る交通費・謝金**
- <3> **医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用（20万円限度）**
- <4> <1>から<3>のほか、**医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。**
- <5> <1>から<4>のほか、**医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用<sup>(※2)</sup>**

(※1) A iとは、Autopsy imagingの略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

(※2) 委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、保険会社が妥当と認めるものにかぎります。

## 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

- ① この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合。
- ③ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故。
- ④ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- ⑤ 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害。 など

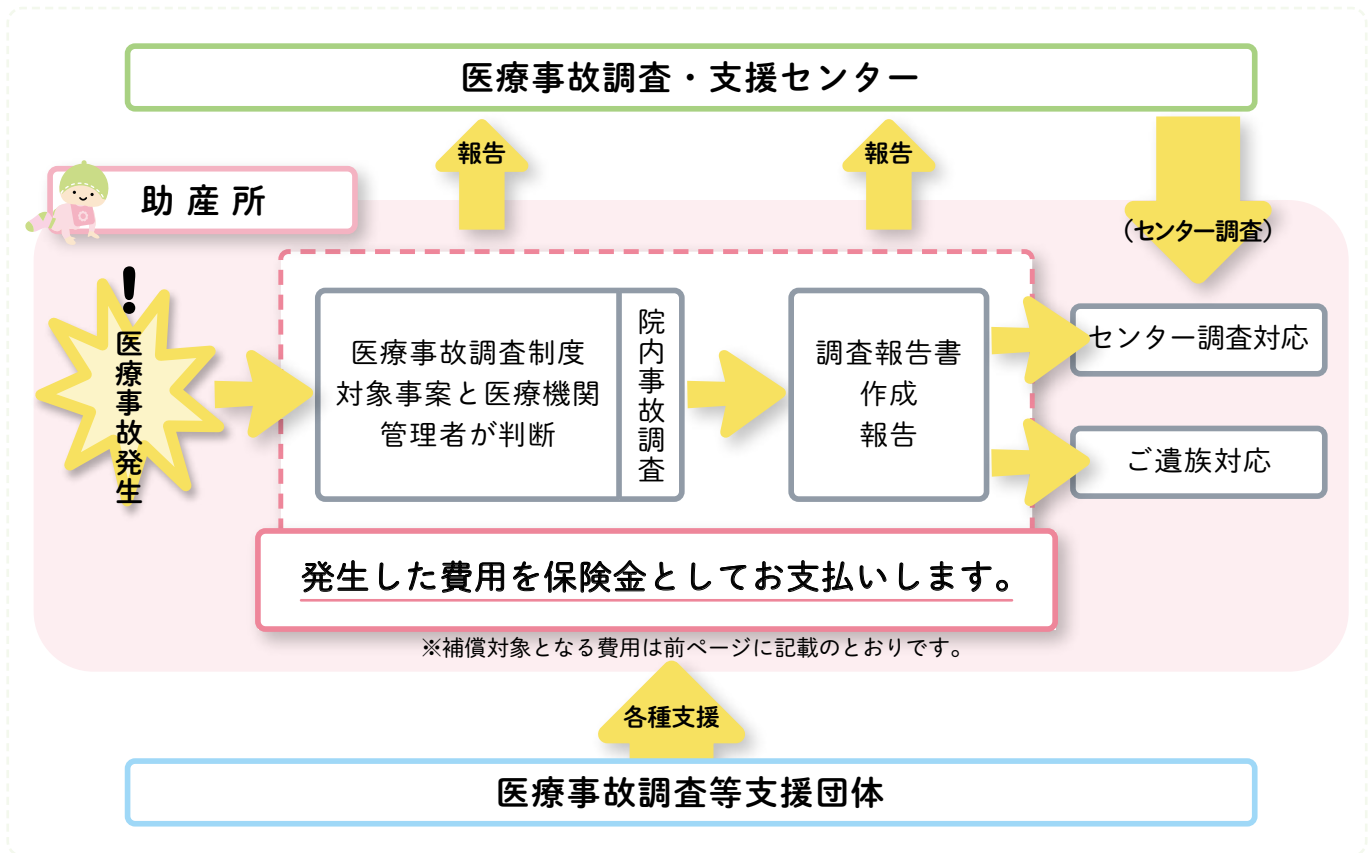
## 保険期間

**2024年11月1日午後4時から2025年11月1日午後4時まで**

## 医療事故調査費用保険とは（続き）



### 補償対象となる費用のイメージ



※補償対象となる費用は前ページに記載のとおりです。

- 医療事故調査制度の対象となる医療事故が起こった際の、院内事故調査に関する費用を補償します。
  - 医療事故調査・支援センターへの報告前に発生した費用も補償対象となります。
- ただし、医療事故調査・支援センターへ報告されることが前提となります。  
(医療事故調査・支援センターへ報告されない案件による費用は補償対象外となります。)

### 用語のご説明

用語	用語の定義
【医療事故】	医療法第6条の10第1項に規定する医療事故をいいます。
【医療事故調査】	医療法第6条の10または11に基づき、医療事故が発生した場合に行う調査、報告または説明をいいます。
【院内事故調査】	医療事故が発生した医療施設(助産所)にて行う医療事故調査をいいます。
【病院等】	保険証券に記載された病院、診療所または助産所をいいます。
【医療事故調査等支援団体】	医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体をいいます。
【医療事故調査・支援センター】	医療法第6条の15第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から指定を受けたものをいいます。
【被保険者】	保険証券の被保険者欄に記載された者。 医療事故が発生した病院等(助産所)の管理者。





保 険 料

🌸 年間保険料

(保険期間1年、一括払)

お支払限度額 (1事故/期間中)	保険料
500万円	5,000円

🌸 加入月別保険料一覧(単位:円)

※加入締切: 毎月20日・翌月1日補償開始 ※20日が土・日・祝日の場合はその前日

加入締切日	責任開始日	保険料
10月18日	11月 1日	5,000
11月20日	保険期間の途中で加入される場合、取扱代理店へ連絡をお願いいたします。 原則、中途加入は次の事由のみ受付いたします。 ・新規会員 ・新規(分娩取扱い)開設者 ・被保険者の交代 ・オープンシステムにて分娩の取扱い開始	
12月20日		
1月20日		
2月20日		
3月19日		
4月18日		
5月20日		
6月20日		
7月18日		
8月20日		
9月19日		





口座振替 お申込みは **9月25日締切**  
お振込み お申込みは **10月18日締切**

## 🌸 お手続きについて

「口座振替方式(加入依頼書一体型預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書)」

「お振込方式(払込取扱票)」 のどちらかでお申込みください。

(※中途加入の場合は、お振込方式でのお申込みとなりますので、加入依頼書一体型預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の送付は不要です。)

## 🌸 加入方法

### 1 口座振替方式にてお申込みの場合

ご加入に際しては「便利でお得な口座振替制度」をお勧めします。

- ・毎年、自動継続となりますので、加入忘れの心配がなくなります。(加入タイプやその他変更がある場合は、取扱代理店ウーベル保険事務所までご連絡ください。)
- ・保険料口座引落としの際の手数料がかかりません。(手数料は(公社)日本助産師会が負担しています。2のお振込方式の場合の振込手数料はご加入者負担となります。)

① 同封の加入依頼書一体型預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書にご記入のうえ、同封しました返信用封筒にてご返送ください。(直接、金融機関窓口でのお手続きはできません。)

**返送先** 〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8F  
株式会社ウーベル保険事務所

② 保険料はご指定の口座より、**2024年11月26日(火)に振り替えとなります。**

※年度の中途からのご加入では口座振替方式は出来ませんのでご注意ください。

③ 加入申込締切日 **2024年9月25日(水)(必着)**

9月25日までに、①でご依頼している用紙を同封の返信用封筒にてご返送ください。

### 2 お振込方式にてお申込みを希望される場合

① 同封の郵便局の払込取扱票にてお振込みください。記載方法につきましては、12頁を参照のうえ、ご記入ください。  
※同封の加入依頼書一体型預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の送付は不要です。

② 保険料のお振込みは、**2024年10月18日(金)までに郵便局にてお振込みください。**



お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社ウーベル保険事務所

TEL: **03-3553-8552** FAX: **03-3553-8553**

(受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時15分まで)



# 加入方法(続き)



## お振込方式での払込取扱票の記載の仕方

「お振込方式」にてお申込みを希望される場合は、同封の郵便局の払込取扱票を使用して、公益社団法人日本助産師会まで保険料をお支払いください。払込取扱票には必要事項をご記入・ご捺印ください。

00 東京		払込取扱票																	
口座記号番号		金額		千		百		十		万		千		百		十		円	
001305		15		1		9		4		0		0		0		0		0	
加入者名		公益社団法人 日本助産師会保険																	
ご依頼人・通信欄		〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-XXXX 加入者名 損保花子 助産所名 損保助産院 保険期間 2024年11月1日から 2025年11月1日まで (1年) 直近1年間の出産取扱件数 35件 加入タイプ (A-2) 分娩ありの助産所開設者 + 嘱託医師 医療事故調査費用保険 189,000円 + 医療事故調査費用保険料 5,000円 = 合計 194,000円 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行(承認番号東第54754号)) これより下部には何も記入しないでください。																	
加入者名		公益社団法人 日本助産師会保険																	
金額		15 194 000																	
ご依頼人		160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 4 損保花子 様																	
料金		日附印																	
備考		この受領証は、大切に保管してください。																	

- ① 住所・電話番号
- ② 加入者生年月日
- ③ 申込印押印
- ④ 加入者名
- ⑤ 会員番号
- ⑥ 助産所名 (A-3に加入希望の方は記入不要です)
- ⑦ 直近1年間の出産取扱件数
- ⑧ 保険期間
- ⑨ 評価機構対象の場合はチェックをしてください
- ⑩ 日本助産評価機構に認定 (アドバンス助産師は対象外なので記入不要) されている場合は認定日 (保険料が10%割引になります)。  
※割引後の保険料は取扱代理店へお問い合わせください。
- ⑪ 加入タイプ選択
- ⑫ 医療事故調査費用保険ご加入の場合のみ○
- ⑬ 分娩ありの保険料
- ⑭ 医療事故調査費用保険の保険料
- ⑮ 合計保険料 (分娩あり保険料・医療事故調査費用保険料の合計保険料)

### お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社ウーベル保険事務所  
 〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8F  
 TEL: 03-3553-8552 FAX: 03-3553-8553  
 (受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時15分まで)

## 万一事故にあわれたら

### 助産師賠償責任保険【分娩あり】の場合

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 遅滞なく「事案報告書（速報用）」をウーベル保険事務所にFAXしてください。
  - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
  - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
  - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
- ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
  - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
  - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
  - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
  - ② 専門機関による鑑定結果の照会
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④ 日本国外での調査
  - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接保険金を受領することが可能な場合があります。詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 医療事故調査費用保険の場合

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 遅滞なく「事案報告書（速報用）」をウーベル保険事務所にFAXしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。



(※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
  - ② 専門機関による鑑定結果の照会
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④ 日本国外での調査
  - ⑤ 事故の内容や根拠が特殊である場合
 ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

**<事故時に必要となる書類>**

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医療事故調査費用保険事故通知書 調査報告書 など
③	医療事故調査・支援センターへの報告が確認できる書類	医療事故調査・支援センターへの報告書類(写) など
④	院内調査に係る費用が発生したことが確認できる書類	外部機関からの領収書 など

(注1) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

## ご注意・その他

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
  - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
 

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
  - (2) 保険契約締結の際、告示事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

① 保険料算出の基礎数字  
 ② 業務内容
- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）
  - (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合  
 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
  - (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 

ご契約者の住所などを変更される場合
  - (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
  - (4) 重大事由による解除等
 

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 賠償責任保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

(医療事故調査費用保険)

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象となりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまのご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるといいます。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、2025年11月1日の午後4時に終わります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約したものととなります。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店までご連絡ください。
- この保険契約の保険料については、保険期間終了後の確定精算は必要ありません。
- 個人情報の取扱いについて
  - 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



## お問い合わせ先

●中途加入・中途脱退、その他加入内容変更についての連絡先 ※資料請求もこちらにお問い合わせください。

【取扱代理店】 株式会社ウーベル保険事務所  
〒104-0041 東京都中央区新富 2-4-5 ニュー新富ビル 8F  
TEL 03-3553-8552 FAX 03-3553-8553  
(受付時間：平日の午前 9 時 15 分から午後 5 時 15 分まで)  
会員専用メールアドレス：jmw.support@u-beru.com

●会員手続きに関する連絡先

【団体保険契約者】 公益社団法人 日本助産師会  
〒111-0054 東京都台東区鳥越 2-12-2  
TEL 03-3866-3054  
(受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

●保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
TEL 03-3349-5137  
(受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

### 保険会社との間で問題を解決できない場合

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口 一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)